

令和7年

第2回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和7年2月25日 午後1時30分から
場 所 大磯町国府支所2階 第1・2会議室

1 出席委員

1番 安池幸子	9番 守屋智
2番 欠員	10番 加藤敏郎
3番 欠員	11番 渡邊康弘
	12番 仲出川治幸
6番 鈴木洋有	13番 石井雅浩
7番 平原則子	15番 柳田進
8番 青木貞治	16番 戸塚昭雄

2 欠席委員

5番 山口秀雄

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添田政夫 吉川京男 柏木博 二宮晃一

5 出席事務局員

事務局長 公務により欠席
書記 久保田徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第42号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は11名で、定足数に達しておりますので令和7年第2回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、5番山口秀雄委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、15番柳田進委員と1番安池幸子委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第42号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

なお、議案第42号1番と2番につきましては、借り手が同一のため一括で審議します。

書記 議案第42号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定」につきましては、議案書2ページの新規設定3件で、場所につきましては総会資料の1ページと2ページをご覧ください。

大磯町長より令和7年2月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

最初に1番と2番について説明します。

事務局 《議案第42号1番と2番を朗読》

書記 議案第42号1番と2番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は生沢地区の水田2筆です。借り手は、昨年から当該農地に隣接する水田でマコモタケを栽培しており、農地を借りることで農地の集約化と農業経営の拡大が図られると考えられます。

なお、2月12日に生沢地区担当の渡邊委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第42号1番と2番につきましては、現地確認をお願いした生沢地区担当の渡邊委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（渡邊） 11番の渡邊です。議案第42号1番と2番の農地について、2月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、すでに借りている農地2筆に隣接しており、農地を借りることで農地の集約化と農業経営の拡大が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の集約化と農業経営の拡大が図られるとのことでした。

議長 では、議案第42号1番と2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第42号1番と2番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第42号1番と2番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第42号3番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第42号3番を朗読》

書記 議案第42号3番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は寺坂地区の露地畑1筆です。借り手は、「かながわ農業サポーター制度」の研修生で、借り手が農地を借りることで担い手の育成が図られると考えられます。

なお、2月12日に寺坂地区担当の渡邊委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第42号3番につきましては、現地確認をお願いした寺坂地区担当の渡邊委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（渡邊） 11番の渡邊です。議案第42号3番の農地について、2月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、「かながわ農業サポーター制度」の研修圃場として神奈川県が借りている露地畑で、引き続きサポーターが借りることで担い手の育成が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、担い手の育成が図られるとのことです。

議長 では、議案第42号3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 「かながわ農業サポーター制度」とはどんな制度ですか。

書記 神奈川県の子民農園である「かながわホームファーマー」で農業体験をした後、本格的に農業者を目指したい方は「かながわ農業サポーター制度」にステップアップできます。条件として年間の農業従事日数が150日以上で地域農業者とうまくやっていたことが挙げられます。1,000㎡～3,000㎡の農地を与えられ、農産物販売額50万円以上を目標に研修を受けることができます。定期的に講師にアドバイスを受けることもできます。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第42号3番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第42号3番は原案とおりに決定いたしました。

議長 以上で議案第42号の全ての審議が終了しました。
なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に議案第43号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第43号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案」につきましては、議案書4ページの新規設定1件で、場所につきましては

総会資料の3ページ及び4ページをご覧ください。

事務局

《議案第43号1番を朗読》

書記 議案第43号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の露地畑4筆です。借り手は、かながわ農業サポーター終了後に大磯町に新規就農する方で、公益社団法人神奈川県農業会議の「農地中間管理事業の促進に関する法律」に基づく使用貸借及び賃貸借の新規設定となります。借り手が「かながわ農業サポーター制度」の圃場を継続して借りることで、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、2月12日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第43号1番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

15番委員（柳田） 15番の柳田です。議案第43号1番の農地について、2月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は「かながわ農業サポーター制度」の圃場となっていた露地畑で、サポーターであった借り手が継続して借りることで、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

議長 では、議案第43号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 意見がないようですので、農用地利用集積等促進計画案について出されました意見は取りまとめたくて大磯町長に報告します。

議長 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書

5 ページ及び6 ページの3 件でございます。

事務局 《報告第1 号1 番から3 番を朗読》

書記 報告第1 号1 番から3 番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1 号1 番から3 番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1 号を終わります。

議長 次に報告第2 号「農地法第4 条第1 項第7 号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2 号「農地法第4 条第1 項第7 号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書7 ページの1 件でございます。場所につきましては総会資料の5 ページをご覧ください。

事務局 《報告第2 号1 番を朗読》

書記 報告第2 号1 番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2 号1 番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第2 号を終わります。

議長 次に、報告第3 号「農地法第5 条第1 項第6 号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3 号「農地法第5 条第1 項第6 号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書8 ページの3 件でございます。場所につきましては、総会資料の6 ページ

